

土地賃貸借契約書

(甲) 那 賀 町

(乙)

土地賃貸借契約書

貸付人 那賀町長 坂口博文（以下「甲」という。）と
借受人 （以下「乙」という。）及び
乙の連帯保証人 （以下「丙」という。）
とは、次の条項により土地賃貸借契約書を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、次の土地（以下「土地」という。）を乙に貸し付けるものとする。

- (1) 所在及び地番 那賀町小仁字大坪138番地1
- (2) 地 目
- (3) 地 積 平方メートル 別図のとおり

（用途指定）

第2条 乙は、借り受けた土地を那賀町民間賃貸住宅建築費補助金交付要綱に定める民間賃貸住宅の建築の用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第3条 土地の貸付期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの30年とする。

（貸付料等）

第4条 貸付料は、無償とする。

（使用条件）

第5条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 第2条に定める使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 土地の形状・形質を改変しないこと。
- (4) 常に善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為をしないこと。
- (6) 乙は、整地・排水その他土地の使用に必要な処置に要する費用を全て負担するものとし、甲に対してこれを請求することができない。
- (7) 自らの責めにおいて損害を与えたときは、ただちに甲に報告するとともに、甲と協議のうえ、その損害を賠償し、又は原形に復旧すること。
- (8) 甲が随時実施する実地調査に協力すること。

（契約の解除）

第6条 甲は、乙が第5条に定める使用条件に違反したときは催告しないで、

この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損失が生じたとしても、その補償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第7条 契約期間満了又は契約解除のときは、乙は遅滞なく土地を原状に回復の上、甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(連帯保証人)

第8条 丙は、本契約に基づく乙の甲に対する一切の債務につき連帯して保証し、履行の責を負う。

(疑義等の決定等)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、甲乙丙各自記名押印のうえ、甲乙丙各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104-1

那賀町長 坂口博文

(乙)

(丙)